

改正概要説明書	
国名： アイルランド	法令名： 特許法
改正情報： 2012年9月3日までの改正を含む 2012年2月1日法律 No. 1 により改正された 1992年法	
<p><b>改正概要：</b></p> <p>従来は、欧州特許が英語でなくフランス語又はドイツ語で付与されている場合、当該欧州特許をアイルランドにおいて有効化するためには英語の翻訳文を提出しなければならなかった。</p> <p>しかし、アイルランドがヨーロッパ特許条約(EPC)第 65 条に規定する翻訳文の要件を免除するロンドン協定に加入するため、本法の改正により、欧州特許がフランス語又はドイツ語で付与されている場合でも英語の翻訳文を提出する必要がなくなった。</p> <p>1. これに伴い、フランス語又はドイツ語で付与されアイルランドを指定した欧州特許の場合、英語の翻訳文が提出されなかったときは、当該欧州特許はアイルランドで効力を有しないと定めた規定及び関連規定が削除された(第 119 条(6)(7)(8))。</p> <p>また、アイルランドを指定した欧州特許が EPC に従って訂正され、限定され又は取り消された場合、アイルランド特許法の適用上の訂正等が行われたものとして扱われる旨が規定されているが、削除された第 6 項に規定された、英文翻訳が提出されていないフランス語又はドイツ語で付与された欧州特許には適用しないとする規定が削除された(第 119 条(4))。</p> <p>2. 英語の翻訳文提出の要件が削除されたため、翻訳文が提出されなかった場合の回復に関する規定は不要となり削除された。</p> <p>3. 欧州特許及び特許出願の真正な本文に関する規定の対象が、「特許又は出願」から「クレーム」に限定された。</p>	
<p><b>改正内容：</b></p> <p>・ <b>第 119 条 (欧州特許の効力) (項の一部が削除)</b></p> <p>フランス語又はドイツ語で付与されアイルランドを指定した欧州特許の場合、英語の翻訳文が提出されなかったときは、当該欧州特許はアイルランドで効力を有しないと規定した第 6 項及び関連規定の第 7 項、8 項は削除された。</p> <p>また、アイルランドを指定した欧州特許が EPC に従って訂正され、限定され又は取り消された場合、アイルランド特許法の適用上の訂正等が行われたものとして扱われる旨が規定されているが、第 4 項の規定の冒頭に規定されていた「(6)に従うことを条件として」なる文言が削除され、第 6 項に規定された、英文翻訳が提出されていないフランス語又はドイツ語で付与された欧州特許には適用しないとする旨の規定が削除された。</p>	

・第 119A 条 (翻訳文が第 119 条(6)に基づいて提出されなかった場合の回復) (削除)

119 条(6)に規定された英語の翻訳文提出の要件が削除されたため、翻訳文が提出されなかった場合の回復に関する規定は不要となり削除された。

・第 121 条 (欧州特許及び特許出願の真正な本文)

第 2 項に、欧州特許又は当該特許出願の手続き言語がフランス語又はドイツ語である場合、翻訳した特許又は出願がフランス語又はドイツ語で与えられる保護より狭い範囲の保護が与えられるときは、第 119 条に基づく特許明細書又は第 120 条に基づく出願のクレームの英語翻訳文は、特許の取消の手段以外の本法に基づく如何なる手段の適用上も、真正な本文として扱われるものとする、旨が規定されていた。

しかし、アイルランドがロンドン協定に加入すれば、欧州特許がフランス語又はドイツ語で付与されている場合でも英語の翻訳文を提出する必要がなくなるため、上記第 2 項の規定において、「翻訳した特許又は出願」を「翻訳した特許又は出願のクレーム」に変更し、「第 119 条に基づく特許明細書」を「関係する欧州特許のクレーム」に変更した。

(注) 欧州特許が付与された場合、出願人は手続き言語以外の他の 2 つの公用言語によるクレームの翻訳文を提出し、欧州特許明細書には英語、フランス語及びドイツ語の 3 つの言語によるクレームが掲載されます。